

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について　〈令和7年7月分〉

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数 (関東運輸局管内)	営業所点数 (当該行政処分により付された違反点数)
20250703	日本中央交通株式会社(法人番号3070001002424) 代表者 諸井 昌代	群馬県高崎市島野町字花王寺1332番地	本社営業所	群馬県高崎市貝沢町1268－5	文書警告	道路運送法第30条第3項	令和7年6月10日、法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として調査を実施。1件の違反が認められた。(1)特定の旅客に対する不当な差別的扱い(道路運送法第30条第3項)	0	0
20250708	SAGAMI TAXI株式会社(法人番号1021001078675) 代表者 山口 慎二	神奈川県横須賀市衣笠町45－19	本社営業所	神奈川県横須賀市衣笠町45－19	輸送施設の使用停止(40日車)	旅客自動車運送事業運輸規則第21条第5項	令和6年7月26日、事業譲渡を受けたことを端緒として監査を実施。9件の違反が認められた。(1)運行管理者の選任届出違反(道路運送法第23条第3項)、(2)健康状態の把握義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下、運輸規則)第21条第5項)、(3)点呼の記録義務違反(運輸規則第24条第5項)、(4)運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項)、(5)初任運転者に対する告示で定める特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(6)初任運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)、(7)定期点検整備の未実施(道路運送車両法(以下、車両法)第48条)、(8)整備管理者の選任の未届出(車両法第52条)、(9)指導主任者の選任届出義務違反(運輸規則第68条第1項第3号)	4	4

注　違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)